

入所のしおり

児 童 憲 章

児童は、人として尊ばれる。
児童は、社会の一員として重んぜられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。



東温市立保育所・保育園

保育所のやくわり

保育所とは

保育所は、養護と教育を一体的に行うことを特性とし、環境を通して子どもの保育を総合的に実施する役割を担うとともに、保護者に対する支援を行う、児童福祉法に基づく福祉施設です。



保育目標

～生命を大切にする保育～

1.げんきな子

基本的な生活習慣と健全な心身の基礎を培う。

2.やさしい子

自然、生命（いのち）、心を大切にする豊かな情操の芽生えを培う。

3.たのしくあそぶ子

様々な人や物に触れ、自分らしさを発揮して協同して遊ぶ力を培う。

4.かんがえる子

主体的に物事に取り組み、考えたり創意工夫したりして困難に立ち向かう態度を培う。



保育の内容

相手を思いやる力や生活態度を養うため、心身の発達に合わせて、0歳～6歳までの領域別の保育指導計画を立てています。

0歳～2歳…基礎的事項（養護）・

健康・安全・遊び（教育）

3歳～6歳…基礎的事項（養護）・

健康・人間関係・環境

表現・言葉（教育）

よい良い保育をするために

● 基本的生活習慣

子どもたちの望ましい成長には、正しい生活リズムや生活習慣を身につけることが大切です。そのもとになるのは家庭におけるしつけです。保育所と家庭が一体となり、一貫した保育をすすめるなければなりません。互いに連携を取り合い、協力していきましょう。

食生活

3回の食事と間食で、バランスよく食べる食リズムの確立が大切です。特に**朝食は一日の活動源**です。

しっかり食べる習慣をつけましょう。
また、偏った食事にならないように注意しましょう。



睡眠

テレビを見すぎたり、大人と一緒に遅くまで起きていて夜型の生活リズムになっていたりしませんか？

朝起きるのが遅くなり、朝食が十分食べられない原因になります。また、排便にも影響して大脳の働きも鈍くなり、保育所に来て遊びに入りにくいなどの悪循環を起こします。

早寝、早起きの習慣をつけましょう！



排泄

子どもの状態を見ながら、**ゆとりをもって自立**させていきましょう。

朝食後、排便する習慣をつけましょう。
寝る前、出かける前などに排尿の習慣づけをしましょう。

身辺自立

自分の身のまわりのことを年齢に応じて、大人の温かい援助の中で自立させていきましょう。（衣服の着脱、手洗い、うがい等）



薄着の習慣をつけましょう

人間は生まれつき体の中に体温を調節する働きをもっています。子どもたちは、**薄着になることで活発になり、十分に体を動かすことができます**。保育所だけでなく、家庭でも薄着を心がけていきましょう。子どもは大人より1枚少なくても大丈夫です。

守っていただきたいこと

送り迎えは、保護者または保護者に代わる方が行うことになっています。必ず保育士に預けて、家庭での様子やその日の健康状態などをお知らせください。

降園の際には、必ずあいさつをして帰りましょう。



欠席する場合は、当日の9時までに「キッズビュー」にて欠席の登録をお済ませください。出欠の確認が取れない場合、園から連絡させていただきます。「キッズビュー」の利用方法は次ページに掲載しております。



車で送り迎えをする方は、盗難事故防止のため、必ず鍵をかけてから車を離れるようにしてください。また、迷惑にならないように決められた場所に駐車してください。



台風その他災害の警報が発令された時は、テレビやラジオなどの気象情報に十分ご留意ください。

保育所は、小さな子どもをお預かりする施設であり、子どもに危害が及ぶ恐れがある場合には、登園の規制をさせていただきます。

自宅待機やお迎えの連絡が入った場合には、ご協力をお願いいたします。



時間を守りましょう。登降園は、できるだけ決まった時間にしましょう。

送り迎えが違う人になる場合は、必ず連絡してください。



門扉は、必ずきちんと閉めてください。

不審者への対応や子どもの安全確保にご協力ください。



退所する場合は、退所届を提出してください。

(届出用紙は、各園に置いてあります。)

保育所内では、携帯電話、スマートフォンでの写真撮影をお控えください。

保護者の勤務先、住所、電話番号、保護者代理の方等が変更したときにはすぐにお知らせください。

※勤務先変更の場合は、「就労証明書」が必要です。

変更をお知らせします！



保育料納入について



- 保育料は決定通知によりお知らせします。保育料の納入は口座振り込みをご利用下さい。
- 病気、その他の事情で1ヵ月お休みしても在籍していたら保育料を納入していただくことになっています。
- 保育料は、各入所月の月末が納入期限となります。ただし、土曜日、日曜日、祝日にかかる場合は、金融機関の翌営業日となります。(12月は25日)

給食について

保育所では給食を実施しています。子どもの健全な発育に必要な栄養をとるために、バランスのとれた献立を工夫しています。

- 3歳未満児は、完全給食で午前と午後の2回おやつがあります。
- 3歳から5歳の幼児の給食は副食と午後におやつがあります。
- 給食献立は、毎月お知らせします。
- 食物アレルギーのため、給食の除去が必要な場合は、「アレルギー除去食に関する連絡票」の提出(主治医の印)が必要です。



日本スポーツ振興センター加入について

入園した子どもは、保護者の同意を得て日本スポーツ振興センターに加入していただきます。※ただし、上林保育所は他の傷害保険に加入

【目 的】

保育所での安全の普及・充実を図るとともに、保育所の管理下において、子どもの負傷・疾病または死亡などに関して、必要な給付を行うものです。

【一年間の掛け金】



	保護者負担	市 負 担	合 計
子ども一人あたり	240円	135円	375円



【給付の対象】

医療費5,000円以上の場合、給付対象となります。

※子ども医療費、ひとり親家庭医療の助成額については、全額返還となります。

保育時間について

届出をしている保育時間は、必ず守ってください。

	早朝保育	居残り保育	延長保育 (月～金)	土曜日保育	受入可能月齢
双葉保育所	午前7時から	午後6時まで	午後7時まで	午後6時まで	4か月児から
南吉井保育所					
南吉井第二保育所					
拝志保育所					
川内保育園					
上林保育所	—	午後6時まで	—	—	満3歳児から

- ※ 日曜日・国民の祝日・年末年始と市長が必要と認める日については、休園となります。
- ※ 土曜日保育を利用する場合は、事前に保育所に届出をしてください。
- ※ 拝志保育所、南吉井第二保育所では、一時保育を実施しています。
- ※ 平日に仕事がお休みの場合は、登録している方も早朝及び居残り保育は使えません。

延長保育について

時 間	保育短時間認定	保育標準時間認定
午前7時から午前8時	延長保育（無料）	早朝保育
午前8時から午後4時	原則的な保育時間 ※活動内容は、P8をご覧ください。	
午後4時から午後6時	延長保育（有料） 利用料金 100円／1回	居残り保育
午後6時から午後7時	延長保育（有料） 利用料金 100円／1回	延長保育（有料） 利用料金 100円／1回

- ※ 保育標準時間認定子どもの延長保育利用は、事前に申請が必要です。申請をしても、都合のつく場合は、お迎えをお願いします。なお、延長保育を利用しない場合は当日の9時までにキッズビューに入力してください。9時以降は電話にてご連絡をお願いします。
- ※ お迎えが遅れた場合は、理由の如何を問わず延長料金が発生しますのでご了承ください。
- ※ 就労以外の理由で延長保育を利用する場合は、申請書以外に必要な書類を提出していただく必要があります。
- ※ 離乳食・歩行が完了していない乳幼児については、延長保育を受けることができません。ただし、ご事情等がある場合は、保育所までご相談ください。

幼児教育・保育の無償化について

**令和元年10月から 保育所等を利用する
3歳から5歳（その年の4月1日現在）までの子どもの
保育料の無償化 が始まりました。**

【 無償化の対象者 】

- ◎ 3歳から5歳（4月1日現在の年齢）までの全ての子ども
年少・年中・年長クラス の子どもが対象です。
- ◎ 0歳から2歳（4月1日現在は2歳で、年度途中で3歳になった子どもを
含む）までの子どもについては、『 市民税非課税世帯 』に限り、保育料が
無償となります。
- ◎ なお、子どもが2人以上の世帯に対する負担軽減の観点から、保育所を利用
する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2
子を半額、第3子以降を無償とする現行制度は継続されます。

（注）市民税所得割額 57,700 円（ひとり親世帯等の場合は 77,101 円）
未満の世帯については、第1子の年齢は問いません。

【 無償化の対象とならない費用 】

- ◎ 給食費（主食費・副食費）
ただし、次の条件に該当する場合は、副食費が免除されます。
 - （1）市民税所得割額 57,700 円未満
※ひとり親世帯等の場合 77,101 円未満
 - （2）第3子以降（小学校就学前の範囲で判定）
- ◎ 延長保育料
- ◎ 行事費、スポーツ保険加入金など

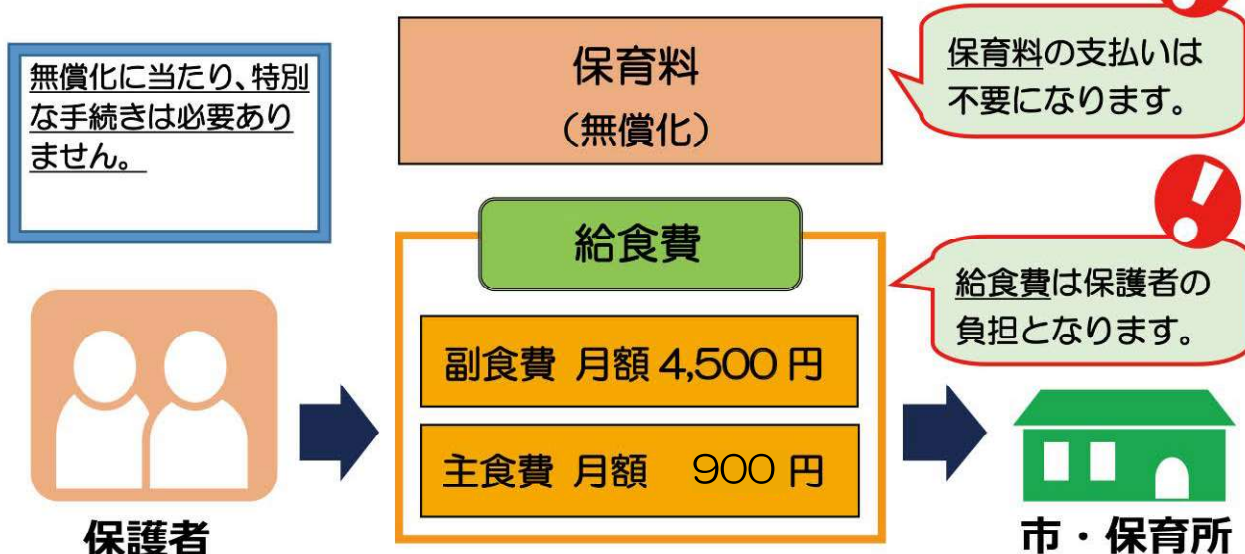
【保育料の無償化に伴う給食費について】

- 令和元年 10 月からの保育料の無償化により、保育料のお支払いは必要なくなりましたが、給食費（主食費・副食費）については、保護者負担が原則とされています。
- なお、無償化の実施前は、3 歳から 5 歳の子どもの副食費（おかず、おやつ等）は毎月の保育料に含まれていましたが、令和元年 10 月以降は、主食費とあわせて、別途、保護者の皆さまにご負担いただきます。

～ 無償化前（令和元年 9 月以前）～



～ 無償化後（令和元年 10 月以降）～

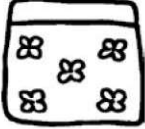
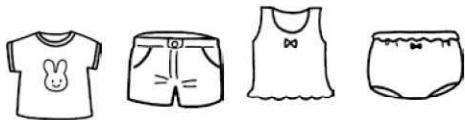


一日の生活

時 間	1・2歳 クラス	3・4・5歳 クラス	子 ども の 活 動
	早朝保育	早朝保育	● 朝のあいさつをする。 ● 健康観察を受ける。 ● 所持品の整理をする。 
8:00	順次登園	順次登園	
9:00	あそび おやつ	あそび	● 興味に応じて、好きな遊びをする。
10:00			
10:30			
11:00			● かたづけ、排泄、手洗い、うがい、身なりを整える。 ● 食事のしたくをする。
11:30	食 事		● 食事をする。
12:00		食 事	● かたづけ、歯磨きをする。
12:30			
1:00	ひるね	ひるね	● ひるねのしたくをする。(排泄、布団敷き、着替え) ● 静かに体を休める。 
1:30			
2:00			
2:30	かたづけ	かたづけ	● 布団をたたみ、かたづけをする。 ● おやつのしたくをする。
3:00	おやつ	おやつ	● おやつを食べる。 ● あとかたづけ、歯磨きをする。 ● 降園前の健康観察を受ける。 ● 持ち物の整理、帰りしたくをする。
3:30			
4:00	降 園 (短時間認定) 居残り保育 (標準時間認定) あそび	降 園 (短時間認定) 居残り保育 (標準時間認定) あそび	● 戸外、室内で遊ぶ。 
6:00	延長保育 順次降園	延長保育 順次降園	● お迎えの順に、あいさつをして帰る。

0歳児は、一人ひとりの生活（ミルク、離乳食、昼寝、排泄、遊び）を十分に考慮して保育をしています。

保育所への持ち物

年 齢	毎日持ってくるもの	常時備えておくもの
0歳児	●着替え（下着・上下服） ●カラー帽子 ●おしぼり 3枚 ●エプロン 3枚 ●おしぼり入れ ●ナイロン袋 3枚以上（名前記入） 	●着替え（肌着上下服2枚以上） ●午睡用布団 ★週末に持ち帰り、シーツを洗い、布団は干して月曜日に持ってきてください。 ●箱ティッシュ ●お尻拭き ●オムツ（1枚ごとに名前を記入してください。オムツの後ろ側に大きく書いてください。） 
1歳児 2歳児	●カラー帽子 ●エプロン 3枚（1歳のみ） ●おしぼり 2枚（1歳のみ） ●エプロン 1枚（2歳のみ） ●おしぼり 1枚（2歳のみ） ●おしぼり入れ ●ナイロン袋 3枚以上（名前記入）	●着替え（パンツ4枚・肌着上下服2枚以上） ★着替えの練習をしますので、上下別々の服をご用意ください。 ●午睡用布団 ★週末に持ち帰り、シーツを洗い、布団は干して月曜日に持ってきてください。 ●箱ティッシュ ●お尻拭き ●オムツ（必要な子） ●歯ブラシ、オンリーポット ★週末に持ち帰りますので、歯ブラシを点検のうえ、オンリーポットを月曜日に持たせてください。  
3歳児 4歳児 5歳児	●カラー帽子 ●シール帳 ●ナイロン袋 3枚以上（名前記入） ●ポケットティッシュ ●ハンカチ 	●着替え（パンツ、肌着上下服2枚以上） ●午睡用布団 ★週末に持ち帰り、シーツを洗い、布団は干して月曜日に持ってきてください。 ●上ぐつ ★週末に持ち帰り、洗って月曜日に持ってきてください。 ●歯ブラシ、オンリーポット ★週末に持ち帰り、歯ブラシを点検のうえ、オンリーポットを月曜日に持たせてください。 ●箱ティッシュ

◎毎日、かばんの中を確認してください。

◎持ち物や衣服には必ず名前を書いてください。

◎着替えの補充や季節ごとの入れ替えをお願いします。

キッズビュー 出欠連絡等の利用方法について(スマートフォン向け)

【web サイトへのアクセスする】

- ①園から配布された QR コードをスマートフォンで読み取り、ログインページにアクセスします。



クラス：ばら 園児名：日本 花子
ID：〇〇〇〇 パスワード：△△△
URL：https://~~~~~

QR 読取



※ログインページをブックマークすると、次回以降簡単にアクセスできます。
※QR コードが読み取れない場合は web ブラウザに URL を入力してください。

- ② ID・パスワードを入力し、「ログイン」をタッチします。

- ③ ログインが完了し、メニューが表示されます。

【主要機能紹介① 出欠入力（欠席連絡）】

①メニュー画面で「出欠入力」を選択し、必要事項を入力し「登録」をタッチします。
※出席の場合、登録の必要はありません。

出欠理由を選択します。

【出欠理由の使い分け】

病欠 …体調不良やけがで欠席
私欠 …病気以外の理由で欠席
出席停止…インフルエンザ等の
感染症により欠席
その他「遅刻」「忌引」等もあります。

②登録が完了し、受付完了画面が表示されます。

【主要機能紹介② ご家庭より/園より（連絡帳）】

①メニュー画面で「ご家庭より」を選択し、ご家庭での様子を記入し「登録」をタッチします。

②園で連絡帳が記入された後は、メニュー画面の「園より」から確認できます。

健康管理について

定期健康診断

国の基準により、内科・歯科検診を年2回春と秋に嘱託医が行います。結果については、キッズビューにてお知らせします。異常がある場合は、個別でお知らせしますので、受診や薬を服用するなどして、健康管理に努めてください。



子どもは、病気やケガをしながら抵抗力をつけ、病気との付き合い方を知っていきませんが、無理をするとこじれたり、回復が遅れたりします。

**早期からの安静と家庭における
温かい看護が必要です。**



保育所は、健康な子どもさんを預かるのが基本です。

次のような症状のときには、

無理をせず休ませてあげましょう。

- 熱はなくても元気がない、顔色が悪い、食欲がない、ぐったりしている。
- 平熱より高い。
- 嘔吐、下痢をしている。

仕事を休めないで困ったときには、石川小児科で実施している
「病児・病後児保育 ジョイルーム」があります。

連絡先 東温市横河原 337-1 TEL (089) 955-0333

他にも松山市内の施設で利用できる所もあります。

詳しくは保育幼稚園課 TEL (089) 964-4484 までお問い合わせください。

薬について

保育所で薬を飲ませることは、禁止されています。本来、保護者が登園して与薬していただくのですが、やむを得ない場合は保育士が保護者に代わって与薬します。

次のことを遵守してください。

- 薬は、お子さんを診察した医師が処方し調合したもの、あるいは、その医師の処方により薬局で調合したものに限りです。
- 薬に連絡票を添付し、一回分ずつに分けて、当日分のみご用意ください。
- 薬の袋や容器にお子さまの名前を必ずご記入ください。
- 薬は必ず保育士に手渡してください。



感染症と登所(園)届について

子どもさんが集団で長時間を過ごす保育所は、生活の場であるとともに心身の成長の場でもあります。その一方で免疫が未熟な乳幼児ほど感染症にかかる機会も多く、発熱などで体調を崩すこともまれではありません。ワクチンで予防できる病気については是非、年齢に応じた予防接種を済ませておきましょう。

しかしながら、ワクチンで予防できない病気も多く、すべての感染症から子どもを守ることは不可能です。とはいえ、感染力が強く多くの子どもの間に流行し（例：インフルエンザなど）、感染すると重症になりやすい病気（例：麻疹など）については、保育所での感染を拡大させないように十分な対策を取る必要があります、登所を見合わせて頂くことになります。

その対象となる代表的な病気を、次ページの表 1、2 に掲げました。

表 1 の病気は、学校保健安全法では第二種、第三種の感染症として出席停止の措置が取られるものであり、定められた期間は感染力が強いので、発熱がなくても登所することができません。

表 2 の病気は、学校保健安全法では第三種における「その他の感染症」に相当し、場合によって出席停止の措置が取られるものであり、それに準じた登所のめやすを記しています。

表に記された登所のめやすを参考に、かかりつけの医師の診断に従い、登所届の提出をお願いします。いずれの病気においても、子どもさんが保育所での集団生活に適應できる健康状態に回復してから登所するよう、ご配慮ください。

なお、表に掲載されていない感染症であっても、「保育所において予防すべき感染症」と判断される病気については、登所届の提出をお願いすることがありますので、ご協力ください。

＜保護者記入＞

登所（園）届

（宛先）

_____ 保育所（園）長

入所児童氏名 _____

病 名「 _____ 」と診断されました。
医療機関「 _____ 」において、症状が回復し
令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日に集団生活に支障がないと診断され、
登所（園）許可がでました。なお、病状等について、場合によっては上記医師に
問い合わせすることに同意いたします。

（提出日） 令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

保護者名 _____

保育所で予防すべき感染症と登所(園)のめやす

保育所で予防すべき感染症のうち、主な病気には表 1、表 2 のようなものがあります。

表 1 発熱がなくても、定められた期間は感染力が強いいため登所することができません。

感 染 症 名	登所(園)のめやす
麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過してから
インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで ※幼児(乳幼児)にあっては、3 日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで ※幼児(乳幼児)にあっては、3 日を経過するまで
風しん	発しんが消失してから
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから 5 日を経過するまで、 かつ全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染のおそれがないと認めるまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主な症状が消え 2 日を経過してから
流行性角結膜炎	感染力が非常に強いいため結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111 等)	症状が治まり、かつ抗菌薬による治療が終了し、48 時間をあけて連続 2 回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されたもの
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認めるまで

表 2 症状が改善あるいは安定し、全身状態が良ければ、めやすに従って登所することができます。

感 染 症 名	登所(園)のめやす
溶連菌感染症	抗菌薬内服後、24～48 時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	抗菌薬内服後、発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(リンゴ病)	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロ、ロタ、アデノウイルス等)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱、潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RS ウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
带状疱疹	すべての発しんが痂皮化してから
突発性発しん	解熱し機嫌が良く、全身状態が良いこと

※皮膚に水疱などの発疹が現れた場合は、病院を受診し病名を担任までお知らせください。

※手足口病・伝染性紅斑については、病院受診の必要はありますが、登所(園)届の提出は不要です。

※園内で発病した時やその他の事故等で迎えの必要な時には、連絡しますので、保護者又は保護者代理の方ができるだけ早く迎えに来てください。(乳幼児の場合は、容体が急変する場合があります。)

※保護者が勤務先を離れる場合も、必ず連絡がとれるようにしてください。

非常変災時(台風等)における保育所(園)の対応について

下記の警報等の区分に応じて、登所の可否について判断してください。

警報等の発令状況 気象警報等の区分	登所前（午前 7 時）までに 発表されている場合	登所後に発表された場合
【避難指示】 ※保育所のある地区で発令された場合	休 所	近隣の避難所へ避難した後、各保育所（園）から連絡しますので、園児のお迎えをお願いします。
【高齢者等避難】 ※保育所のある地区で発令された場合	休 所	各保育所（園）から連絡しますので、園児のお迎えをお願いします。
【特別警報】	自宅待機	各保育所（園）から連絡しますので、園児のお迎えをお願いします。
【暴風警報】 【暴風雪警報】 【大雨警報と洪水警報（同時発令）】	原則、自宅待機 <i>ただし、就労等で保育が必要な場合は、安全に十分注意して登所してください。</i>	原則として、通常保育を行います。
【大雨警報】、【洪水警報】 【大雪警報】	開 所	原則として、通常保育を行います。

※7 時以降 12 時までに警報等が解除された場合（休所や自宅待機の対象となる警報等がない場合に限り）は登所することができます。

※開所となっている場合でも、気象状況の悪化により危険が予測される場合には、保育を中止し、早めのお迎えをお願いすることがあります。

※基本的には気象警報発令の情報をもとに対応しますので、テレビ・ラジオ等からの気象警報に十分注意してください。

その他

- 園と家庭との連絡は、キッズビュー、マチコミメール、掲示等で行います。
毎日、注意して見るようにしてください。
- 在園中は、この「入所のしおり」を参考にしてください。
- その他、不明な点や疑問点がありましたら、遠慮なくお申し出ください。

地震発生時における保育所(園)の対応について

保育所(園)では、地震に備えて、下記のように基本的な対応を取り決めています。
つきましては、ご理解いただき、有事の際にはご協力をよろしくお願いします。

記

1 登所(園)前に地震が発生した場合

地震規模 (震度)	対 応
震度6弱以上	※ 保育所(園)及び地域の状況を把握し、教育委員会と相談のうえ、対応を決定します。 ※ 決定事項を、まち COMI メールで一斉送信します。 (未登録者へは、電話連絡をします。) 状況によっては、連絡できない場合もありますので、連絡がつくまでは、自宅で待機をしてください。
震度5弱・5強	
震度4以下	※ 安全を確認の上、通常の保育を実施します。安全に十分留意して登所してください。

2 保育所(園)にいるときに地震が発生した場合

地震規模 (震度)	対 応
震度6弱以上	※ 保護者への引渡しとします。 引き渡しカードで確認し、引き渡しを行います。 安全に十分留意して迎えに来てください。 保護者が迎えに来るまでは、保育所(園)または避難場所に待機します。
震度5弱・強	※ 保育所(園)または避難場所に待機とします。 保護者に、迎えについてまち COMI メールで一斉送信します。 (未登録者へは、電話連絡をします。)
震度4以下	※ 安全を確認の上、通常の保育を実施します。

※ 避難場所・・・被害が大きく、保育所(園)で待機できない時には指定の避難場所等で待機することがあります。その時には、保育所(園)の玄関付近に居場所を提示しておきます。

※ 以上の内容は、基本的な対応であり、状況に応じて変わる場合があります。



東温市立保育所一覧



施設名	所在地	許可年月日	電話	Fax
双葉保育所	〒791-0204 東温市志津川210	S28.11. 1	964-2233 964-2165	964-2112
南吉井保育所	〒791-0212 東温市田窪1095-2	S27. 8. 1	964-2235 964-2295	964-2293
南吉井第二保育所	〒791-0213 東温市牛淵2003-3	S47. 4. 1	964-3122 964-3178	964-3162
拝志保育所	〒791-0222 東温市下林甲2031	S32.10. 1	964-3003 964-3149	964-3027
川内保育園	〒791-0301 東温市南方279	S46. 4. 1	966-2288	966-2229
上林保育所	〒791-0223 東温市上林甲2532	S50. 4. 1	964-6111	964-6111

